

越前国鯖江における武家地の形成

—— 新規城下町の御用地引上げから ——

渡 邊 秀 一

〔抄 録〕

近世城下町の成立を時系列的にはなく、地域的問題としてとらえるという立場から、18世紀はじめに建設された越前鯖江を事例に、城下町の立地点になった既存村落の変容を視野に入れつつ新規城下町の建設過程を追った。城下町建設に欠かせない用地の確保は既存村落の農業的生産活動の場の減少を意味している。こうしたことから、城下町用地とくに武家地の収用過程と収用対象となった村落に対する鯖江藩の課税軽減措置を手がかりに検討した。

その結果、鯖江は享保年間にほぼ体裁を整えたが、武家地の収用面積から見れば明和3～天明3年の時期にほぼ完成したといえる。また、収用地に対して鯖江藩は享保13年以降に町屋舗を含めて課税軽減措置をとったが、鯖江の城下町域は依然として村地としての支配を受けていたことが明らかになった。

キーワード 近世城下町、武家地、用地引、鯖江

はじめに

「近世城下町はどのように成立したのか」、曖昧ではあるが、城下町研究に関わる人ならば誰もが関心を抱く基本的で、大きな問題である。筆者はこの問いには少なくとも二つの視点からのアプローチが可能であると考えている。その第一は城下町という地理空間の時系列的変容をとらえようとするものである。これは戦後の歴史地理学における城下町研究の主流をかたちづくってきた。戦後まもなくから取り組みが始まり、松本（島田）豊寿、矢守一彦らの研究成果を得た⁽¹⁾。さらに、近世都市への展開に関する言及は少なかったが、小林健太郎の戦国城下町に関する業績も松本の成果を継承し、発展させたという意味で加えることができる⁽²⁾。とくに時々の社会秩序を映す鏡として城下町を見、その変容過程をモデル化した矢守一彦の業績はその後の近世城下町研究に多大な影響を与え、以後の城下町研究は矢守が提示した変容のモデルを個々の城下町で検証することに力を注いできた⁽³⁾。1980年代から盛んになった都市

史研究でも、矢守一彦の研究成果を出発点とした近世都市研究とともに⁽⁴⁾、中世都市研究や中世城郭史の立場から近世都市への展開を視野に入れたアプローチが行われ、中世・近世の過渡期における城下町の様相が明らかにされつつある⁽⁵⁾。

もう一つの視点は、城下町域とそれを取り巻く地域の問題としてとらえようとするもので、城下町がどのような過程で建設され、一個の城下町の成立が地域にいかなる影響を及ぼしたのかを考察しようとする立場である。かつて大石慎三郎は上田藩を事例にして城下町の成立にともなって藩領域における商業活動が再編されていく様相を描き出した⁽⁶⁾。このこと一つをとっても一個の城下町の建設が周辺地域に及ぼす影響の大きさが十分にうかがい知れるが、新たな城下町の建設は城下町域に立地していた既存集落にとって存廃の岐路に立たされる事態でもある。城下町の成立にともなう地域の変容を明らかにすることは決して疎かにできない歴史地理学的課題であるが、近年こうした視点からの研究の蓄積は、ほとんどみられないのが現状である⁽⁷⁾。以上のような問題認識と近世城下町研究の現状を踏まえて、本稿では既存村落の変容を視野に入れつつ、新規城下町の建設過程を明らかにすることを目的に、享保6（1721）年に建設が開始された越前国鯖江を取り上げ、城下町用地とくに武家地について、その収用過程と藩の既存村落への対応を検討する。

なお、以下では武家地を御用地および道添地を合わせたものとして用い、またとくに記載のない限り、西鯖江村とその枝村有定村を合わせ西鯖江村と表記する。

1. 城下町鯖江の構造

（1）城下町鯖江の構造

越前国鯖江藩（5万石）は、享保5（1720）年に間部詮言が越後国村上から移封され、幕領であった今立郡107カ村、丹生郡14カ村、大野郡11カ村を藩領域として成立した。領内に城地を見出せなかった鯖江藩は藩陣屋を今立郡西鯖江村の旧幕府代官陣屋に置くことを決め、越後国村上からの移転を図った。しかし、北陸道を挟んで隣接する東鯖江村が小浜藩領であったため十分な城下町用地が確保できず、享保6（1721）年秋に鯖江藩領今立郡内の村々と東鯖江村の領地替えを幕府に申請し⁽⁸⁾、領地替えの実現を待って鯖江城下の本格的な建設を開始したのである。

藩が城下町の建設地として選んだ場所は、日野川右岸の長泉寺山から舟津神社付近にかけて南北に延びる丘陵地である。北陸道以西は日野川河畔との比高差が小さい平坦地であるが、北陸道以东は比高の比較的大きい傾斜地になっている。この丘陵の尾根筋には北陸道が通っていた。町人地はこの北陸道に沿って街村状に連なり、上新町・寺町・古町・下新町・清水町の5町をかたちづくっていた。武家地は町人地を取り囲む形で配置され、北陸道西側には中央部に藩陣屋が、そして西家中の武家屋敷地区が形成された。北陸道東側の丘陵斜面には中家中・東

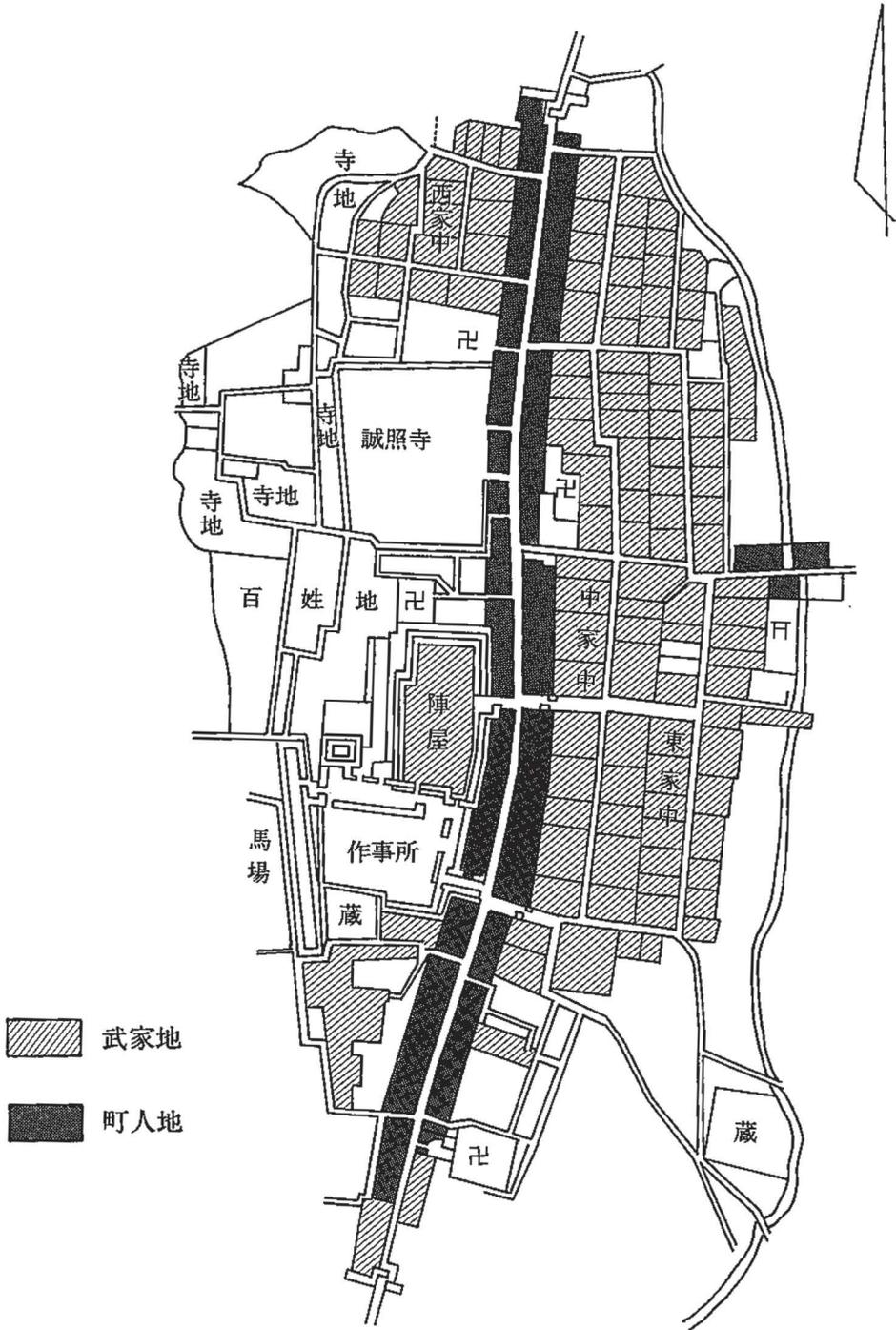


図1 城下町鯖江の構造（『若越城下町古図集』による）

家中（裏家中）と呼ばれる武家屋敷地区になっている（図1）。

近世中期になって建設された鯖江には建設当初から総郭がなく、また既述のように町人地を武家地が囲繞するという構造になっている。こうした鯖江の構造に注目した松本豊寿はB I型（街村状町屋）⁽⁹⁾、そして矢守一彦は開放型城下町プラン（E型）と位置づけた⁽¹⁰⁾。

（2）旧城下町域の人口・面積

近世の鯖江は人口史料を欠いているため、5万石の城下町としてどれほどの人口規模であったのか、不明である。『机上乃塵』（明治37～38年頃）に記載された明治元（1868）年の数値によれば士卒609戸、市坊279戸などとなっている⁽¹¹⁾。『机上乃塵』は旧鯖江藩領の戸口を示したものであるため、その合計888戸を直ちに鯖江の戸数ということはできないが、市坊279戸は鯖江町の数値とみて差し支えないと考えられる⁽¹²⁾。

旧城下町の面積について、前出の『机上乃塵』および『挾蕤』（明治26年）には西鯖江で53800坪、東鯖江で76350坪の計130150坪（43町3反8畝10歩）が用地引きされたと記載されている⁽¹³⁾。その一方で、『机上乃塵』は鯖江地籍の面積を宅地20町3反2畝21歩をはじめ、計30町5反2畝26歩としている⁽¹⁴⁾。しかし、『机上乃塵』に記載された鯖江地籍の面積も、寺地を5畝12歩として間部家創建の万慶寺境内の5反7畝4歩などを含まず、やや過少である。明治15（1882）年に東・西鯖江村から地籍分離した鯖江町の状況を記した『鯖江市況』（明治19年）によると、民有地31町4畝20歩のほか、官有地・間部家創建の寺院境内地など少なくとも1町6畝があり⁽¹⁵⁾、全体で約32～33町ほどの面積であったと推定される。

II. 城下町域の用地引

（1）年貢免状から見た用地引

鯖江の城下町域が拡大していく過程は、享保7（1722）年以降の村明細帳や五人組改帳・年貢割付帳・物成郷帳等に記載された御用地引や町高の推移から明らかにすることができる。御用地引とは陣屋用地および武家屋敷地として収用された土地の課税免除高である。また、これらとは別に町屋舗・新町屋舗（享保13年以降に形成された町人地）に分けられて、町人地の屋敷が示されている。しかし、御用地引は収用された土地の生産高を示すものでも、また面積を示すものでもない。そこで、城下町用地の引高と実際の生産高・面積との関係を明らかにしておく必要がある。以下では弘化4（1847）年の「西鯖江村・有定村年貢免状」⁽¹⁶⁾を例に、この点について検討する。

可納未御年□□□

越前国今立郡

一、高八百八拾七石四升五合 西鯖江村

— ①

有定村

- 五拾貳石五斗四升七合 無諸役 — ②
 内 無諸役之外
- 貳百八拾壹石六斗六升 夫米不掛 — ③
 内訳
- 八百六拾三石八斗四升貳合 — ④
 貳拾壹石貳斗七升 丑寅卯申丑卯御用地引
 壹斗三升貳合 馬場添道添地引
 壹斗八合 上組長屋後通道添地引
- 内七石八斗三升四合 戌方卯迄御用地引 — ⑤
 壹石四斗貳升九合 酉川欠寄込引
 三石三斗四升四合 卯川欠引
 八升二合 未方御用地引
 三拾五石五斗五升 当未作難御救引
- 残七百九拾四石九升三合 — ⑥
 此取米貳百四石八升貳合
- 高貳ツ三分六厘貳毛余 — ⑦
 有高貳ツ五分七厘
- 貳拾三石貳斗三合 町屋鋪 — ⑧
 内壹斗四升八合 裏御門前道添地引
- 七斗一升五合 卯方御用地引 — ⑨
 残貳拾貳石三斗四升 — ⑩
 此取米三石三斗五升壹合
- 高壹ツ四分四厘四毛余 — ⑪
 有高壹ツ五分 — ⑫
- 一、高九石九斗壹升壹合 新町屋鋪 — ⑬
 此取米壹石四斗八升七合 高壹ツ五分 — ⑭
- 外
- 掛高五百五拾貳石八斗三升八合 — ⑮
- 一、米貳拾七石六斗四升二合
 夫米百石五石宛 — ⑯
 町分
- 一、永百文 大工役
 町分
- 一、永五拾文 桶屋役

越前国鯖江における武家地の形成（渡邊秀一）

町分

一、永三拾三文三分三厘 紺屋役 — ⑰

町分

一、永五百文 酒造冥加永

町分

一、永三拾三文三分三厘 油役

町分

一、永三拾三文三分三厘 室役

掛高八百三拾四石四斗九升八合 — ⑱

一、糠百六拾六俵九分 高百石貳拾俵宛

此永八百三拾四文五分 但壹俵五文代

掛高八百三拾四石四斗九升八合 — ⑲

一、藁五百束七分 高百石六十束宛

此永七百五拾一文一分 但拾束拾五文代

一、米七石九升七合 口米

一、永七拾文壹分 口永

米貳百四拾三石六斗五升九合

納合

永二貫四百五文六分九厘

右之通当末年御物成相定上者、村中大小之百姓出作之者迄立会無高下致割賦、霜月廿日限急度可皆済者也、

弘化四年十月

西鯖江村は本村と枝村である有定村からなっている。①はその2カ村を合わせた村高（表高）で、西鯖江・有定村の村方石高（④）と町屋鋪石高（⑧）からなっている。西鯖江・有定村の石高（④）から御用地・道添地など取用地や川欠・作難などを合わせた69,749石（⑤）を差し引いた本途物成の課税対象石高が794,093石（⑥）で、2つの課税率が記載されている（⑦）。前者の23.62%は④に対する課税率、後者25.7%は⑥に対する課税率で、後者が実際の課税率を表している。町屋鋪高（⑧）に対する課税も同じで、道添地や御用地（⑨）を含む⑧に対する課税率が⑪であり、⑧から⑨を除いた⑩に対する課税率が⑫である。また、新町屋鋪高（⑬）は西鯖江・有定村の表高（①）には含まれていないが、本途物成の課税率は町屋鋪と同率である。

⑮以下は小物成に関する記事である。⑮の夫米掛高は① - (②+③) で算出され、課税率は5%（⑯）である。⑰の大工役から室役までは「町分」と記載されていることから鯖江町に

対する課税であるが、村方と同様の課税項目・課税率である。また、⑱・⑲では糠・藁に課税されているが、その掛高は①-②で算出され、⑮とは異なった掛高になっている。

この年貢免状は村方の年貢免状であり、課税項目等は西鯖江村・有定村と他の村々とで異なる点はない。しかし、城下町域を含んでいるために西鯖江村・有定村の村方と町屋敷で本途物成の課税率が異なるほか、夫米不掛高(③)が極めて大きいなどの特色がある。この年貢免状では夫米不掛高がどのように算出されていたのか不明であるが、夫米不掛高(③)とともに夫米不掛高を構成する無諸役高(②)は、⑤のうちの「七石八斗三升四合 戌⁵卯迄御用地引」まで、すなわち御用地引・道添地引の合計29,344石と町屋敷を合わせたものである。

(2) 御用地引高の変化

表1は享保6年から弘化元年までの西鯖江村における御用地引高を示したものである。これらの史料に記載された御用地引は第1期=享保6~享保20(1721~1735)年(または享保6年~元文元年)、第2期=明和3~天明3(1766~1783)年、第3期=文政6(1823)年以降、の3期に分かれ、前2期については15~18年間の引高をまとめて記載しているのに対して、文政6年以降は御用地引きがあった年ごとに記載している。嘉永2年の郷帳⁽¹⁷⁾によると第1期の収用年は「丑、寅、卯、申、巳、卯」、すなわち享保6、7、8、10、13、20年の各年である。また、文政6年以降は弘化4年までに4回の御用地収用が行われているが、うち文政6年・天保14(1843)年は前掲の弘化4年「西鯖江村・有定村年貢免状」で確認でき、天保14年の御用地は町屋敷内であったことがわかる。天保12年・弘化元年の御用地収用は西鯖江村に記録がなく、東鯖江村における御用地の収用であった可能性も考えられるが、確認できない。

表1によれば弘化4年までに収用された武家地(御用地+道添地引)は62,985石になる。また、嘉永2(1849)年の郷帳によれば、陣屋附4カ村(西鯖江村・有定村・東鯖江村・定次村)の無諸役高は123,922石である。この内には定次村分(郷屋鋪引 0,367石)⁽¹⁸⁾が含まれているが、これは鯖江城下と無関係であり、これを除くと123,555石になる。前節で見たとおり、

表1 郷帳からみたにみる御用地引高

収用年	御用地引高 (石)	累計 (石)	道添地引 (石)	備考
享保6~元文1年	48,807			東・西鯖江村
明和3~天明3年	8,102	56,909		西鯖江村
文政6年	0,082	56,991	1,323	東・西鯖江村、享保12年より
			1,781	西鯖江村
天保12年	0,375	57,366		
天保14年	0,715	58,081		町屋敷高のうち、西鯖江村
弘化1年	1,800	59,881		

史料 嘉永2年「越前国鯖江御領分西御物成指出帳」

注1) 道添地引が実施された年次は不明である。ここでは郷帳の記載にしたがい一括して引高を記載しておく。

無諸役高は御用地引・道添地引・町屋舗高の合計である。東・西鯖江村の町屋舗高は45,874石で、道添地引3,104石をそこから引けば、74,577石になる。両者には11,592石もの差があるが、鯖江藩は武家地の取用に対して70石前後の引高を設けていたことになる。

III. 御用地面積の推移

（1）無諸役高・夫米不掛高の算出方法

嘉永5（1852）年、村高525石余のうち350石余が質に入り困窮した西鯖江村は、質地受け戻しのため藩に御用地引高の追加を求める長文の嘆願書「乍恐以書付奉願上候」（以下、御用地引方ニ付願書とする）⁽⁹⁾を提出した。この文書には新たな御用地引高の追加を求めるにあたって、間部家入封以来の御用地引（無諸役高、夫米不掛高）実施の経緯が記載されている。文書は幕末期のものであるが、年貢に関わる事柄であり、その記載内容は信頼してよからう。以下に、御用地引方ニ付願書を挙げるが、長文のため一部省略する。

乍恐以書付奉願上候

（前略）御入城之砌東西鯖江方夫米御用捨被成下置候様歎願書奉差上候得共、御聞濟無御座一同当惑至極罷在候趣、殊ニ新規御端立之御当所ニ而村方支配畑地御用地ニ御引揚ニ相成、其節右難渋困窮之訳柄御内願奉申上候処、享保十三申年格別之御慈悲を以毛付式ツ六分八厘御用地高に掛出し、夫米拾式石七升六合ニ相成候を作徳米として被下置、右夫米掛高ニ御積り被遊、此掛り高式百四拾壱石五斗式升式合を翌酉年方夫米御除ケ高ニ被成下置、其後天明四辰年迄ハ御用地御引揚毎前頭之御積りを以御用捨被成下置、其上地代金頂戴仕候御振合ニ御座候、文政八酉歳より嘉永三戌年迄ニ御高四石五斗壱升九合御用地御引揚ニ相成候得共、右酉年方者村方ニ而畑地并シ米之振合を以、地所壱歩ニ付米三合之御積りに而御用地米年々御下ケ被下置頂戴仕居候、然ル処先年方村方地主共一同私共江申出候者、御上様ニ茂被為在御存知候通之困窮村ニ御座候而、（中略）、御憐評之上前書奉申上候御先格之通、御用地御引高四石五斗壱升九合分、御免状表ニ而当年方御引被下置候様奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、夫米御用捨米地主共積立ニ仕置、地代金者乍恐御役所様江拾ヶ年之間御預ケ奉申上、右年限明キニ者元利御下ケ金并地主共積立銀村方積立銀を以質入御高受戻シ、御百姓永続仕度村方一同心願ニ御座候間、何卒厚御憐評を以御先格之通御免状表御引高ニ被成下置候様只願奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、村方一同生々世々難有仕合可奉存候、以上。

嘉永五年子六月

西鯖江村

百姓代

吉兵衛（印）

長百姓

太 助 (印)

同 断

弥治兵衛 (印)

庄 屋

新左衛門 (印)

御役所

この嘉永5年の御用地引方ニ付願書から御用地引について以下の3点が明らかになる。

ア) 享保6～12 (1721～1727) 年までは歎願にもかかわらず、夫米免除は許可されなかったこと。

イ) 享保13 (1728) 年に初めて12,076石が作徳米になり、翌享保14年から天明4 (1784) 年まで御用地引上ごとに享保13年の例に倣って夫米を算出し、その掛高を夫米不掛高としていたこと。

ウ) 文政8～嘉永3 (1825～1850) 年の間に4,519石の御用地引上げがあった。これに対して鯖江藩は御用地1歩につき3合の割合で御用地米を支給したが、夫米免除の対象から除外していたこと。

ア) に関しては若干の補足が必要である。享保7 (1722) 年の「西鯖江村・有定村年貢免状」⁽²⁰⁾を見ると、村高887,045石に対する夫米掛高は869,536石で、両者には17,509石の差がある。同貢免状には「拾七石五斗七合 (九合の誤り…筆者) 諸役引」、「拾石三斗壱升三合 丑御用地引、七石壱斗九升六合 当寅御用地引」とあり、諸役引高と御用地引高が一致し、また享保7 (1722) 年の村高と夫米掛高の差とも一致している。したがって、この夫米免除不許可は諸役引、すなわち弘化4年の年貢免状でいう無諸役高はあったが、次項イ) の夫米不掛高がなかったという意味である。

また、イ) からは、作徳米 (後の夫米不掛高) が以下のように算出されていたことがわかる。

$$\text{御用地高} \times 0.268 = \text{夫米高}、\text{夫米高} \div 0.05 = \text{夫米不掛高}$$

これを、御用地高を求めるための計算式に改めると以下ようになる。

$$\text{御用地高} = (\text{夫米不掛高} \times 0.05) \div 0.268$$

試みに弘化4年の西鯖江・有定村の夫米不掛高281,66石 (⑧) に税率5%を乗じてみると、夫米高は14,83石である。この夫米高をもとに上記の計算式を使い御用地高を算出すると、52,549石になる。この数値は弘化4年の無諸役高 (②) と一致している。前出の御用地引方ニ付願書によると享保13年につくられた計算式に基づいた夫米不掛高の設定は天明4年までの措置のように記載され、天明5年から文政7年の間にとられた措置については一切記載がない。しかし、弘化4年でも享保13年につくられた計算式に基づいた夫米不掛高は認められている。この点と文政8年以降に引上げとなった御用地高がこれらに含まれていないことを考えあわせ

ると、次のことが推定される。

- ① 無諸役高・夫米不掛高は御用地として土地を収用された西鯖江・有定村に対して幕末まで救済措置として実施されてきたが、天明5年以降は天明4年までの無諸役高・夫米不掛高をもって固定された。
- ② 御用地引方ニ付願書に記載のない天明5年から文政7年の間は、新たな御用地引上げがなかった。

したがって、無諸役高が御用地の拡大を反映して大きくなっていくのは文政7年までであり、享保7年から文政5年までは無諸役高、あるいは「御用地高＝（夫米不掛高×0.05）÷0.268」によって収用された御用地の実際の生産高が把握できる。また、文政8～嘉永3（1825～1850）年の御用地引高も記録として残っていることから、享保7年から嘉永3年までの130年余りの間に行われた御用地引上げの過程が明らかになる。

（2）御用地引高の算出基準と御用地面積

表2は西鯖江村における御用地の収用年と御用地引高を、表3は東鯖江村における御用地の収用年と御用地引高を示したものである。表2・表3とも御用地の一時的な収用があり、表1と一致しない点が幾つかある。また、東鯖江村に関しては史料が少ないが、享保7年に鯖江藩領に領地替えになって一挙に御用地が収用されて以来、文化年間まで大きな増加はなく、文政6年以降に御用地の収用があったとしても30石を超えることはなかったと考えられる。西鯖江村は文政6年・天保14年の御用地収用が嘉永5年の御用地引方ニ付願書に記載され文政6年以降の4,519石分に当たるものかどうかははっきりしないが、嘉永5年の御用地引方ニ付願書どおりとすれば嘉永年間までに西鯖江村では道添地引を含めて35石余りが収用されたことになる。結果的に見れば、西鯖江村は東鯖江村を超える規模の御用地を収用されたが、第1期（享保6～享保20年または元文1年）は明らかに東鯖江村を中心に武家地の整備が進んでおり、西鯖江村が東鯖江村の引高を超えるのは第2期においてである。

表2および表3で注目されるのは、享保6年と、享保8（1728）年以降に御用地引高の減少が起きていることである。享保6年の西鯖江村御用地引高11.41石は享保7年10月付けの年貢免状に基づいたものであるが⁽²¹⁾、享保8（1723）年「今立郡卯郷帳」⁽²²⁾に記載された享保6年の御用地引高は10,313石で、同じ年の御用地引高に約1.1石の差が生じている。これは武家地だけではなく、西鯖江村の町屋敷高でも享保7（1722）年の町屋敷高が享保6（1721）年のそれより小さく、同じことが起きている。また、東鯖江村では享保8年以降に15石近い御用地引高の減少となっている。このように、史料の上では東・西鯖江村で御用地引高が減少しているが、享保6～享保20年は城下町鯖江の建設が進んでいた時期であり、実際に収用地の減少が起きたとは考えることはできない。

西鯖江村で御用地引高・町屋敷高が減少した理由を示した史料はない。しかし、それらがともに東鯖江村の領地替えがあった享保6年に起きたことに注目したい。先に旧鯖江城下域の面

表2 西鯖江村村の御用地引高

	西鯖江村村地内			西鯖江村分町屋敷内			無諸投高 (石)
	御用地引 (石)	累計 (石)	道添地引 (石)	町屋敷高 (石)	御用地引 (石)	道添地引 (石)	
享保6年	①	11,410	11,410		20,523		11,410
	②	10,313	10,313				
享保7年		7,196	17,509		17,232		17,509
享保8年		0,243	17,752				17,752
享保12年					23,203		
元文1年			21,270		23,203		
宝暦4年			21,856		23,203		
天明3年		7,834	29,690				
文化14年			29,104				
文政6年		0,082	29,186				
天保14年			29,186		0,715		
弘化1年			29,186				
弘化4年			29,186	0,240	23,203	0,148	52,547

史料 享保7年「西鯖江村・有定村年貢免状」、享保8年「今立郡卯郷帳」
 宝暦4年「今立郡西鯖江村五人組御改帳」、文化14年「越前国西鯖江領分物成郷」
 弘化4年「西鯖江村・有定村年貢免状」、嘉永2年「越前国鯖江御領分西御物成指出帳」

注1) 西鯖江村地内および西鯖江村分町屋敷内における道添地引が実施された年次の詳細は不明である。ここでは弘化4年年貢免状の記載にしたがい一括して引高を記載しておく。
 注2) 文化14年「越前国西鯖江領分物成郷帳」の御用地引高(累計)は天明3年より少なくなっているが、詳細は不明。

表3 東鯖江村村の御用地引高

	東鯖江村村地内			東鯖江村分町屋敷内			無諸投高 (石)
	御用地引 (石)	累計 (石)	道添地引 (石)	町屋敷高 (石)	御用地引 (石)	道添地引 (石)	
享保6年							
享保7年		38,246	38,246				
享保8年			38,246				38,246
享保12年					22,671		
元文1年					22,671		
文化14年			23,537		22,671		50,208
文政6年			23,537		22,671		
天保12年					22,671		
弘化1年					22,671		
弘化4年					22,671		

史料 享保7年「今立郡東鯖江村明細出シ帳」、享保8年「今立郡卯郷帳」
 文化14年「越前国西鯖江領分物成郷」嘉永2年「越前国鯖江御領分西御物成指出帳」

注1) 東鯖江村地内および東鯖江村分町屋敷内における道添地引が実施された年次の詳細は不明である。ここでは弘化4年年貢免状の記載にしたがい一括して引高を記載しておく。

積を32町～33町と推定した。これに含まれるのは、御用地・道路・寺院（一部）・町屋舗・新屋敷（享保13年以降に成立した町屋舗高）である。御用地から町屋舗までは無諸役高に含まれている。そこで、嘉永2年の郷帳に記載された東・西鯖江村の無諸役高に新屋舗19,367石²³⁾を加えると、142,922石になる。これを旧城下町推定面積で除し、1反当りの石盛に換算してみると1,616～1,667石、平均1,641石になる。これは東鯖江村の居屋敷の石盛1,640石に極めて近い。そして、10,313石は面積にして約1885坪に相当する。次に11,41石を1885坪で除し、石盛を出してみると1,816石になる。西鯖江村の田地は石盛2.3石の上田から0.15石下がりて石盛2石の下田までの3等級に分類され、下々田はない。また、居屋敷の石盛を記した史料も見あたらない²⁴⁾。一方、東鯖江村は上田の2.04石から下田まで0.1石下がりて逡減し、下々田・居屋敷が1,64石になっている²⁵⁾。この東鯖江村を参考にして、西鯖江村の下々田・居屋敷の石盛を想定すると、1.85石未満となる。先の1,816石とは若干の差があるが、享保6～7年にかけての御用地引高・町屋敷高の減少は、当初西鯖江村の居屋敷石盛を基準に算出されていたものが、享保7年に東鯖江村が領地替えになり、城下町用地の確保ができた段階で東鯖江村居屋敷石盛に算出基準を切り替えたために起きたことであつたと考えられる。そして、このことは本来生産力に差のある東西鯖江村の土地が御用地として取用される際に同じ生産力をもった土地とみなされたことを意味している。

また、東鯖江村における御用地引高の減少は、享保13（1729）年から実施された夫米不掛高による課税軽減措置にともなつて、御用地引高算出方法に変更があつたためであると考えられる。西鯖江村ではこの時期の御用地引高の減少は確認できないが、同じ事態が起きていたはずである。嘉永2年「越前国鯖江御領分酉御物成指出帳」には、享保7年以後、文政年間まで東鯖江村の御用地取用は記録されていない。したがつて、享保13年から文政5年まで、東鯖江村の御用地引高は23,537石であつたはずである。そして、享保13～文政5年までの御用地引高は既述のように夫米高に換算されたものであり、「御用地引高÷0.268」のよつて実際の御用地高を算出し、「御用地高÷1.64」で御用地面積に換算することができるのである。

その結果、享保6年に6反2畝余りから始まつた武家地の取用は、元文元年までに少なくとも11町1反余り、天明3年には約13町2反5畝までに増加していることがわかる。また、御用地引方ニ付願書によれば御用地4,519石について1歩3合の御用地米が文政年間以降支給されていた。御用地4,519石は面積にして約827歩で、1歩3合で御用地米を計算すると2,4799石となる。表1の文政年間以降の引高は2,972石であるが、町屋舗内における御用地引は無諸役高に含まれているためこれを除いて考えると、引高は2,257石、面積にして約753歩になる。若干の差があるが、文政年間以降の引高は御用地引方ニ付願書の御用地米に相当している可能性があるといえよう。

（3）武家地の形成過程

新規城下町の建設は城下町用地の確保が重要である。鯖江において繰り返し行われた御用地

引はまさに鯖江藩が城下町用地を確保し拡大していく過程を示すものであるが、同時に既存の東・西鯖江村にとってそれは農業的生産活動を支える土地の減少に他ならない。郷帳類が城下町の建設・拡大過程に沿って享保6～享保20年（あるいは元文1年）、明和3年～天明3年、文政6年以降の3期に分けて御用地の取用を記録し、嘉永5年に西鯖江村が提出した御用地引方ニ付願書は御用地に対する藩の課税軽減措置の如何によって、享保6～享保12年、享保13～天明4年、文政8～嘉永3年の3期に分けて記載していたことは、城下町と既存集落とのそうした関係を反映している。この二律背反的な関係を考慮して鯖江における武家地の形成過程をまとめるならば、両者を合わせて①期 享保6～12年、②期 享保13～20年、③期 明和3～天明3年、④期 文政6年以降、の4期に分けることができる。

①期は東鯖江村で2町3反3畝余の武家地が確保されて、藩士の屋敷地の整備が進んだ時期である。西鯖江村でも享保6・7・8・10年の4回にわたる土地取用があったが、享保8年の段階では西鯖江村の武家地は1町8畝余とまだ小さい。そのためか、御用地高そのものが引高になり、無諸役高になっていた。

②期は享保13・20年に用地の取用があった。とくに、享保13年は藩陣屋の拡張、北陸街道の出入りに喰い違い土手が建設され、城下町としての体裁を整えた年であった⁽²⁶⁾。郷帳類には取用高の記載はないが、嘉永5年の御用地引方ニ付願書から西鯖江村における取用高は夫米にして12,076石、無諸役高にして45,06石に達していた。その面積は約2町7反5畝で、享保8年に比べて1町6反8畝の増加である。こうした急激な用地の拡大が、享保13年から作徳米（夫米）の免除が行われるようになった背景にあったと思われる。ただ、表2・表3から明らかのように無諸役高には町屋鋪高が含まれている。これを除いた武家地は21,857石、面積1町3反3畝余で、武家地だけで見れば享保8年と比べて2反5畝の拡大になる。このうち、30間×78間に拡張された⁽²⁷⁾藩陣屋の面積は旧陣屋に比べ約1反5畝広がっており、陣屋の拡大がこの時期の武家地の増加分の過半を占めている。

③期はいつ、どれほどの用地の取用があったのか具体的なことは不明であるが、明和3年・天明3年に御用地の取用があったことは確実であろう。引高にして約8石、面積にして1町8反2畝が増加した。ただ、西鯖江村のどこで武家地が拡大したのかは、現段階では不明である。この点は④期も同様である。

おわりに

本稿は享保6年に建設が始まった越前国鯖江を例に、新規城下町の建設と城下町域がまたがる既存村落の農業的生産活動の維持という二律背反的關係の中で、藩当局がどのように城下町用地を確保し、また城下町用地が拡大するにつれて困難になる既存村落の生産活動に対する代償としてどのような課税軽減措置をとってきたかを見てきた。具体的には、御用地引高・無諸

役高の内容の検討、城下町用地の石盛と御用地面積の算出、そして課税軽減措置の如何によって4期に分けて、鯖江の武家地の形成過程と既存村落への対応を追った。その結果、享保年間にほぼ体裁を整えたとはいえ、武家地の面積から見れば武家地の形成は明和3～天明3年の時期にほぼ完了したことが明らかになった。それと同時に、享保13年以降に鯖江藩は町屋舗を含む課税軽減措置をとったが、城下町域全体に対する措置ではなく、またそうした措置をとること自体、城下町域を町でありながら村としても支配していたことを意味し、数次にわたって御用地が拡大した西鯖江村は過重な負担を強いられる結果になったのである。

新規の城下町建設を地域の問題としてとらえ、土地を媒介に城下町建設と村落の変容を追う試みは、これまでの研究の流れからいえば近世初頭の城下町建設を事例に検討すべき問題であると思われる。そうした研究の最初のステップとして今回は18世紀に建設された城下町を選択した。しかし現段階では取用された武家地の位置を明らかにした上で武家地の拡大の過程を地図化することはできておらず、町人地についても未検討のまま残されている。それらについては別稿での検討を期し、この稿を終えたい。

〔注〕

- (1) 松本（島田）豊寿（1967）『城下町の歴史地理学的研究』、吉川弘文館。矢守一彦（1970）『城下町プランの研究 変容系列と空間構成』、大明堂。
- (2) 小林健太郎（1985）『戦国城下町の研究』、大明堂。
- (3) 例えば、関戸明子・奥土居尚（1996）「高崎城下町の形成過程と地域構成」、歴史地理学第180号、pp.1-20。関戸明子・木部一幸（1998）「館林城下町の歴史の変遷と地域構成」、歴史地理学第190号、pp.19-37。中西和子（2000）「藤堂高虎の城下町建設にみる織豊期城下町プランの受容と展開」、歴史地理学第201号、pp.23-40。中西和子（2003）「織豊期城下町にみる町割プランの変容—タテ町型からヨコ町型への変化について」、歴史地理学第213号、pp.25-46。
- (4) 宮本雅明（1994）「城下町の空間類型」、年報都市史研究2、pp.3-15。など。
- (5) 小島道裕（1993）「戦国期城下町から織豊期城下町へ」、年報都市史研究1、pp.3-22。など。
- (6) 大石慎三郎（1962）「藩域経済圏の構造—信州上田藩の場合」、商経法論叢（神奈川大学）pp.12-13。
- (7) 城下町彦根の建設以前の地域の姿と城下町建設にともなう地域の変貌について、矢守一彦が述べている（矢守一彦（1972）『城下町』、学生社、pp.44-69.）ほか、寺社地の移転について、西田博（1997）「福岡城下の建設と村落・神社の移転」、日本歴史593、pp.35-48。がある。
- (8) 鯖江市史編さん委員会編（1993）『鯖江市史 通史編 上巻』、鯖江市役所、pp.545-546。
- (9) 松本は近世城下町の町屋を、団塊状（A系列）・街村状（B系列）に大別し、それぞれの発展段階をIとより大規模に発展したIIに分けて類型化し、鯖江をB I類の典型例として扱っている（前傾1）、pp.311-324。
- (10) 矢守一彦は近世城下町のプランをA型～F型の6類型に分け、鯖江をE型（開放型）の典型としている（前傾1）、pp.250-259。
- (11) 青柳宗治編（1904～1905）『机上乃塵』（鯖江市史編さん委員会編（1974）『鯖江市史 別巻 地誌類編』、鯖江市役所、所収）。
- (12) 明治19年『鯖江市況』にも、「戸数 八百七拾二戸」と記載されている（鯖江市史編さん委員会編（1974）『鯖江市史 別巻 地誌類編』、鯖江市役所、所収）。
- (13) 伴宗古（1893）『挟菴』（鯖江市史編さん委員会編（1974）『鯖江市史 別巻 地誌類編』、鯖江

- 市役所、所収)。
- (14) 前掲(11)。
 - (15) 前掲(12)。
 - (16) 弘化4年「西鯖江村・有定村年貢免状」(福井県編(1985)『福井県史 資料編5』、加藤新左衛門家文書、所収)。
 - (17) 嘉永2年「越前国鯖江御領分酉御物成指出帳」(鯖江市史編さん委員会編(1984)『鯖江市史 第4巻 藩政史料編1』、鯖江市役所、所収)。
 - (18) 享保8年「今立郡卯郷帳」定次村条。
 - (19) 嘉永5年「乍恐以書付奉願上候」(福井県編(1985)『福井県史 資料編5』、加藤新左衛門家文書、所収)。
 - (20) 「西鯖江村・有定村年貢免状」(福井県編(1985)『福井県史 資料編5』、加藤新左衛門家文書、所収)。
 - (21) 前掲(20)。
 - (22) 前掲(18)。
 - (23) 前掲(18)。
 - (24) 文化15年「御領分村高家数人別寺院留帳」(鯖江市史編さん委員会編(1984)『鯖江市史 第4巻 藩政史料編1』、鯖江市役所、所収)。
 - (25) 享保7年「今立郡東鯖江村明細差出シ帳」、窪田藤兵衛家文書。
 - (26) 鯖江市史編さん委員会編(1974)『鯖江市史 通史編 上巻』、鯖江市役所、pp.581-583。
 - (27) 前掲(26)。

(わたなべ ひでかず 人文学科)
2005年10月19日受理